


所管部課	監査委員事務局	部長	阿部晴彦			
件名	令和3年度監査計画の修正について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市監査基準及び東大和市監査基準実施細目				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市監査基準第8条第2項に基づき、令和3年度監査計画を修正したことから、報告するものである。</p> <p>(1) 財政援助団体監査について 東大和市高齢者ほっと支援センターいもくぼ及び、東大和市高齢者ほっと支援センターなんがいとしていたが、財政支援を実施していないことから、東大和市シニアクラブ連合会へ変更する。 また、一部文言の整理を行う。</p> <p>(2) 監査等の日時及び場所等（別添、資料のとおり） 例月出納検査の5月及び令和4年3月実施日程を変更する。 また、決算特別委員会における審査結果報告の予定日程を変更する。</p> <p>(3) 影響及び効果 監査等の実施により、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民福祉の増進に資することができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>1 令和3年2月18日（木）：令和3年度監査計画について監査委員が協議し決定 2 令和3年4月27日（火）：本計画の修正について、監査委員が協議し決定</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかにホームページを活用し、市民へ公表を行う。 また、グループウェアに掲載し、職員へ情報共有を図る。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。